

學書

昭和四年七月十四日ヨリ、今日廿二日迄ノ間ニ於テ従業員側ヨリ提出シタル要求書及ビ要求書並ニ争議行動ニ對スル總テラ自費的ニ撤回スルコト
 一従業員側提出要求書及ビ要求書ニ對スル製作所側ノ回答並ニ解雇通告書ハ之ヲ取消スコト
 一従業員並ニ工場ニ對スル待遇改善等ハ仲介者ニ任スルコト
 但シ一週間以内ニ表示スルコト

右因高解決スルニ依リ、暫書三通ヲ作製シ各自一冊ヲ所持ス

昭和四年七月廿日
 従業員代表

- 小村幸次 (印)
- 田村安二郎 (印)
- 山田清三 (印)
- 菅川和吉 (印)
- 山本栄太郎 (印)
- 藤田忠 (印)
- 安藤馬藏 (印)

七、一四、一八一



4. 7. 18
 628

勞社第一二七九號

昭和四年七月十七日

警視總監 丸山 鶴吉



内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 官 殿
 大阪府 奈良川各府縣知事 殿

柴崎製作所労働争議發生ニ関スル件

要旨ヨリ收支債ハカル爲メ常備日給制ヲ請負賃銀制ニ改メントシタルニ従業員
 大部負人罷業ス

標記工場ニ労働争議發生シタルガ其ノ状況左記ノ通ニ